

平成24年3月31日
東 京 大 学

東京大学総合技術本部設立に関するQ&A

東京大学では、教育研究を発展させる立場から、その一翼を担う専門技術の発展強化を図るため、総合技術本部を設立することになりました。同本部設立に際しては、教室系技術職員を中心に、教員、事務職員も参加し、鋭意努力検討を重ねてきたところです。設立する組織についての説明とこれまでに寄せられた疑問にお答えし、より良い総合技術本部の設立に向けて、その役割に関するQ&Aを作成しましたので熟読頂き、組織化へのご理解とご協力をお願いします。

組織の目的等

Q1：今回の組織化の目的は何ですか。

A1：東京大学の教室系技術職員が有する専門的知識、技術等を最大限活かし、全体の資質の向上、ひいては教育研究能力の一層の向上に資する事を目的にしています。

Q2：教室系技術職員とはどのような範囲ですか。

A2：教室系技術職員とは、各研究科、学部または附置研究所等において、教員の指導のもとに行う各種研究、実験、測定、分析、検査等の職務を遂行している者を言い、施設系技術職員並びに医療系技術職員（医療職俸給表適用者）を除きます。

Q3：総合技術本部の趣旨は何ですか。

A3：組織の趣旨は、本学の教育研究能力の一層の向上のため、技術職員が有する専門的知識、技術等を最大限活かし、部局を越えた技術組織や技術職員相互のネットワークを構築し、専門的技術や人材の交流を図るとともに、技術の向上のための全学的な場を提供・支援することです。

組織の性格

Q4：組織の性格はどのようなものですか。

A4：総合技術本部は、全学連携組織と考えています。総合技術本部と部局技術組織との間に上下の関係はありません。

Q5：総合技術本部と部局技術組織（含む技術職員個人）の関係はどのようになりますか。

A5：各部局組織等との相談と情報提供を行うことを任務とします。

Q 6 : 教員組織、事務組織との関係はどのようになりますか。

A 6 : 総合技術本部は技術職員のための組織であり、本部事務組織とは区別した教職協働で業務を行う全学組織の室として位置付けることとしており、いわゆる東京大学の教育研究を支える「3本の柱」の一つと考えます。

Q 7 : 「東京大学基本組織規則 13 条および 18 条に基づく室等について（総長裁定）」の、2 構成- (3) にある「事務職員等は、職務を遂行するに当たり、所属部署の職務に対し、室の職務を優先させるものとする。」の「等」には、教室系技術職員も入るのですか。

A 7 : 「等」は専ら事務業務を行う特任専門員や特任専門職員などを指しているもので、教室系技術職員が該当するものではありません。なお、教室系技術職員については、本務に支障が無い範囲内で、総合技術本部における役割を担って頂くこととなります。

組織化によるメリット、研修等

Q 8 : 組織化によるメリットは何ですか。

A 8 : 組織化によって全学研修（個別研修、集合型研修）、専門技術分野別の技術交流、全学技術発表会、全国技術研究会開催等が容易になり、これまで以上に充実した内容になると考えております。技術職員が職務遂行に際して働き甲斐が持てるようになる事を願っています。

Q 9 : 共通する専門技術分野が、他の部局にない場合どうなりますか。

A 9 : 同じような専門分野の方と交流し切磋琢磨する事が必要であり、他大学・民間研究所等との交流や学外研修（OJT や OFF JT）を充実させることが重要と考えます

Q 10 : 待遇はどうなりますか。

A 10 : 総合技術本部が設置されることにより待遇が変わるということはありません。技術職員の在り方や待遇問題等に関しては、総合技術本部設立後も引き続き設置される「東京大学技術職員組織化検討ワーキンググループ」で検討することを予定しています。

Q 11 : 技術本部設立準備室に提案された「上級職の設置」や「入職資格」および「職務規定」の 3 項目については、今後検討されるのですか。

A 11 : 技術職員の在り方や待遇問題等に関しては、東京大学として広く検討すべき課題であると考えています。

組織の運営と処遇

Q12：総合技術本部設置に伴い技術職員の指揮命令系統は、どうなりますか。

A12：技術職員は、所属部局での仕事となりますので、これまで通りです。

Q13：技術本部員となった場合、技術本部の仕事と部局の仕事の関係はどうなりますか。

A13：総合技術本部の本部員は、全て兼務となります。本務に支障が無い範囲内で技術本部員としての役割を担って頂くことになります。

Q14：事務職員のように人事異動はありますか。

A14：事務職員のような人事異動は考えていませんが、総合技術本部は、個別のご相談にも対応することを考えています。

Q15：総合技術本部の本部員の立場は部局の代表でしょうか。

A15：本部長が指定する部局の長から推薦された本学の技術職員であり、あくまで全学的な視点で業務を遂行して頂きます。

Q16：人事発令はされるのでしょうか。

A16：発令することを考えています。

Q17：技術専門職選考委員会の構成員には技術職員は入るのでしょうか。

A17：技術組織が全学的に充実してくれば委員になることも考えられます。

Q18：本部員の任期は2年で「再任は、原則一回限り」となっていますが、再任後2年休んで再度本部員になれるか。

A18：東京大学総合技術本部内規(案)では、2年間あければよい事になります。

なお、あくまで原則であることから、必ずしもこの限りではありません。

Q19：総合技術本部員として他のキャンパスへ行く場合の交通費は総合技術本部から出るのでしょうか。

A19：当分の間は、所属部局において所定の手続きを行って頂きたいと考えています。

Q20：総合技術本部の業務で超過勤務はどのように対処すれば良いのでしょうか。

A20：当分の間は、所属部局において所定の手続きを行って頂きたいと考えていますが、あくまで本務に支障が無い範囲内で技術本部員としての役割を担って頂けるよう、十分配慮したいと考えています。

Q21：総合技術本部員は、東京大学技術職員組織化検討ワーキンググループ委員を兼務することができるのでしょうか。

A21：オブザーバー参加も含め、兼務することはできません。

Q22：「技術職員連絡会議」の構成員について、本部事務組織に所属する教室系技術職員は含まれないのですか。

A22：構成員として含めて考えます。